

主任介護支援専門員更新研修の受講要件新旧対照表

新	旧
(1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者	(1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
対象研修の実施期間	(略)
対象の研修（県内外を問わない）	対象の研修（県内外を問わない）
●県内外での介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく以下の研修。	●県内外での介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく以下の研修。
①介護支援専門員実務研修	①介護支援専門員実務研修
②介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ又は専門研修課程Ⅱ）	②介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ又は専門研修課程Ⅱ）
③介護支援専門員再研修（有効期間経過者向け）	③介護支援専門員再研修（有効期間経過者向け）
④介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け）	④介護支援専門員更新研修（実務未経験者向け）
⑤主任介護支援専門員研修	⑤主任介護支援専門員研修
⑥主任介護支援専門員更新研修	⑥主任介護支援専門員更新研修
● 沖縄県からの受託研修	
⑦ 主任介護支援専門員フォローアップ研修	
⑧ 多職種連携アマネジメント研修	
●日本介護支援専門員協会（各都道府県支部も含む）が行う研修。	●日本介護支援専門員協会（各都道府県支部も含む）が行う研修。
●沖縄県介護支援専門員協会が行う研修	●沖縄県介護支援専門員協会が行う研修
※研修の企画とは上記①～⑧のワーキンググループをさす。	
※①～⑧以外に介護支援専門員向けの法定外研修の講師を担う者は、この要件（1）には該当しないが、研修1回につき、講師を行った時間分、要件（2）の研修を受講したものとみなす。	

新	旧
(2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者	(2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
対象研修の実施期間	(略)
「地域包括支援センターや職能団体等」の考え方 ①沖縄県介護支援専門員協会（支部を含む） ②日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む） ③日本ケアマネジメント学会 ④社会福祉協議会 ⑤地域包括支援センター ⑥行政機関 ⑦介護支援専門員実務研修受講資格の要件の一つとなっている法定資格の職能団体（医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会等） ⑧その他（上記に当てはまらない実施団体・機関）	「地域包括支援センターや職能団体等」の考え方 ●沖縄県介護支援専門員協会（地域支部を含む） ●日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む） ●日本ケアマネジメント学会 ●社会福祉協議会 ●地域包括支援センター ●行政機関 ●介護支援専門員実務研修受講資格の要件の一つとなっている法定資格の職能団体（医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会等） ●その他（上記に当てはまらない実施団体・機関）
※①-③以外が開催する研修は、【法定外研修コード表】に該当する研修に限定する。	※提出された書類により研修内容等を含め総合的に審査し、判断する。
※提出された書類により研修内容等を含め総合的に審査し、判断する。	※提出された書類により研修内容等を含め総合的に審査し、判断する。
「法定外の研修等」の考え方 ●「ケアマネジメントの質の向上」又は、「主任介護支援専門員として資質向上を図る目的」とした研修会や講演会又は研究大会で、介護支援専門員を対象として開催したもの。 ●受講対象者に介護支援専門員が含まれていれば、他職種等が含まれていた場合でも対象となります。	「法定外の研修等」の考え方 ●「ケアマネジメントの質の向上」又は、「主任介護支援専門員として資質向上を図る目的」とした研修会や講演会又は研究大会で、介護支援専門員を対象として開催したもの。 ●受講対象者に介護支援専門員が含まれていれば、他職種等が含まれていた場合でも対象となります。

新	旧
<p>以下については該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事例検討会 ●事業所内の勉強会 ●介護支援専門員として業務遂行のため、必須とされているもの (認定調査員研修会や県及び市町村が開催する集団指導、実地指導等) ●一般市民や特定の専門職を対象とした講座など、参加対象が介護支援専門員となっていないもの ●意見交換会や情報交換会などのように、研修として開催されていないもの ●自身のメンタルヘルスやストレス改善に関する研修、マナー研修・接遇研修等 <p>提出書類</p> <p>①主任介護支援専門員更新研修受講申込書</p> <p>②【様式2】研修等受講申告書</p> <p>③各研修の実施内容がわかる資料の写し。</p> <p>1) <u>研修日時</u></p> <p>2) <u>研修主催者や実施団体名</u></p> <p>3) <u>講師名</u></p> <p>4) <u>対象者</u></p> <p>5) <u>研修の内容</u></p> <p>※1)～5) が全て記載されている、開催通知、実施要項等または、 <u>研修主催者や実施団体からのメール通知文書など。</u></p>	<p>以下については該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事例検討会 ●事業所内の勉強会 ●介護支援専門員として業務遂行のため、必須とされているもの (認定調査員研修会や県及び市町村が開催する集団指導、実地指導等) ●一般市民や特定の専門職を対象とした講座など、参加対象が介護支援専門員となっていないもの ●意見交換会や情報交換会などのように、研修として開催されていないもの ●自身のメンタルヘルスやストレス改善に関する研修、マナー研修・接遇研修等 <p>提出書類</p> <p>●主任介護支援専門員更新研修受講申込書</p> <p>●【様式2】研修等受講申告書</p> <p>●各研修の実施内容がわかる資料の写し。</p> <p>「研修受講日」</p> <p>「主催者」</p> <p>「講師名」</p> <p>「対象者」</p> <p>「内容」</p> <p>「時間数」 が確認できるもの。</p>

新	旧
<p><u>④受講が証明できるもの</u></p> <p>1) 研修主催者または実施団体が発行する受講証明書・修了証</p> <p>2) 受講完了を通知するメール（研修名・受講者名・受講日が確認できるもの）</p> <p>3) 1) 2) 以外で、研修の受講が確認できる書類</p> <hr/> <p><u>※研修受講が証明できる書類が提出できない場合は、（様式7）研修受講報告書に記入の上提出すること。</u></p> <p><u>資料を提出する前には上記内容が全て含まれているか必ず確認してください。確認できない資料では受付ができません。</u></p>	<p>旧</p>